

【1998年3月6日】日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置について（答申）
年金審議会（第16回）

平成10年3月6日

厚生大臣 小泉 純一郎 殿

年金審議会
会長 京極 純一

日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置について（答申）

平成10年3月6日厚生省発年第八号をもって諮問のあった標記については、年金制度を国際化時代に対応させ、日独両国の国民の便益を実質的に増進するものであり、これを了承する。

なお、今後、英国、米国等との間についても、関係省庁との連携の下、協定の締結に向けた取組みを鋭意進められたい。

日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置の内容

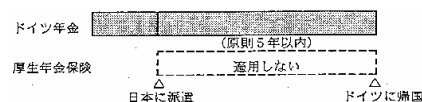
1 被保険者の資格に関する特例

(1) 強制加入の被保険者とならない者

次のような者については、厚生年金保険法又は国民年金法の規定にかかわらず、強制加入の被保険者としない。

要綱第2の1の(1)関係

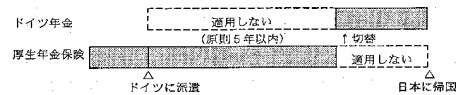
日本で就労する者であって、ドイツ年金制度への強制加入に関するドイツ年金法令の適用を受ける者（原則5年以内）



要綱第2の1の(2)関係

ドイツで就労する者であって、ドイツ年金制度への強制加入に関するドイツ年金法

令の適用を受ける者（ドイツ年金法令が免除される者を除く）



要綱第2の2の(1)関係

ドイツから日本に派遣され就労する者に随伴する配偶者と子（住所地は日本）

上記要綱第2の1の(1)に該当する者について我が国の公的年金各法の適用が免除されている期間、その者に随伴する配偶者及び子も国民年金の被保険者としな

(2) 国民年金の任意加入被保険者となることができる者

要綱第2の2の(2)関係

ドイツに通常居住するドイツ国民等であって日本の年金制度に60月以上保険料を納付した者は、国民年金の任意加入被保険者となることができる。

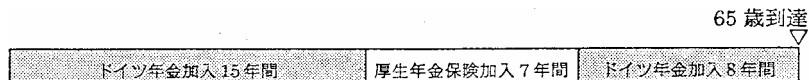
2 給付の支給要件に関する特例

要綱第3の1関係

ドイツ保険料納付期間等の算入

厚生年金保険法や国民年金法は、老齢給付などの支給要件の一つとして、一定以上の被保険者期間等があることを定めている。ある者についてその者の有する被保険者期間等だけでは当該要件を満たさない場合には、その者の有するドイツ保険料納付期間等を被保険者期間等に算入する。

(例) 老齢厚生年金の場合



協定発効前後の比較

受給資格要件たる期間 保険料納付済期間等が25年以上

協定発効前 7年 < 25年 不支給

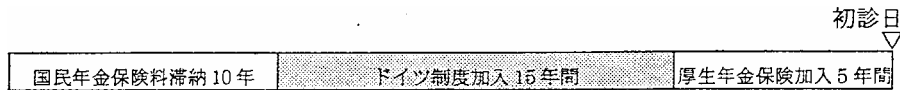
協定発効後 7年+15年+8年=30年 > 25年 支給

要綱第3の2関係

納付要件におけるドイツ保険料納付期間の考慮

厚生年金保険法や国民年金法は、障害給付又は遺族給付の支給要件の一つとして、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であることを定めている（いわゆる納付要件）。ある者が日本の保険料納付済期間等だけでは当該要件を満たさない場合には、その者の有するドイツ保険料納付期間を国民年金の保険料納付済期間とみなす。

(例) 障害厚生年金の場合



協定発効前後の比較

協定発効前 5年/(10年+5年) = 1/3 < 2/3 不支給

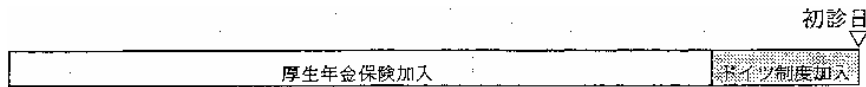
協定発効後 (5年+15年)/(10年+15年+15年) = 2/3 > 2/3 支給

要綱第3の3関係

障害厚生年金等の支給要件の特例

厚生年金保険法や国民年金法は、障害給付や遺族給付の支給要件の一つとして、初診日や死亡日において被保険者であることを定めている。ある者の初診日や死亡日がドイツ保険料納付期間中にある場合であっても、過去に厚生年金保険等に加入していた場合は、初診日や死亡日において被保険者であったものとみなす。

(例) 障害厚生年金の場合



協定発効前後の比較

協定発効前 初診日に厚生年金保険の被保険者でない 不支給

協定発効後 初診日に厚生年金保険の被保険者であった者とみなす 支給

給付の額に関する特例

要綱第4の1関係

給付の額に関する期間比例計算

厚生年金保険の被保険者期間が一定期間を満たす場合に定額が支給される給付の額は、その支給要件が今般の特例措置により満たされたときは、当該定額に、厚生年金保険の被保険者期間を当該一定期間で除して得た率を乗じて得た額とする。

(例) 老齢厚生年金の加給の場合

厚生年金保険の被保険者期間を15年、ドイツの保険料納付期間を5年有する者に老齢厚生年金の加給(加算要件は被保険者期間が20年以上、定額は224,400円)を支給する場合の額

$$224,400 \text{ 円} \times 15/20 = 168,300 \text{ 円}$$

要綱第4の2の(1)関係

給付の額に関する按分計算

被保険者期間にかかわらず定額が支給される給付の額は、その支給要件が今般の特例措置により満たされたときは、当該定額をドイツ保険料納付期間と日本の被用者年金制度に加入した期間等とで按分した額とする。

(例) 障害厚生年金の配偶者加給の場合

厚生年金保険の被保険者期間を 20 年、ドイツの保険料納付期間を 5 年有する者に障害厚生年金の配偶者加給（定額は 224,400 円）を支給する場合の額

$$224,400 \text{ 円} \times 20 / (20 + 5) = 179,520 \text{ 円}$$

要綱第 4 の 2 の (2) 関係

年金額の計算の基礎となる被保険者期間が 300 月 (25 年) に満たない場合に支給する障害厚生年金又は遺族厚生年金の額は、その支給要件が今般の特例措置により満たされたときは、日本の被用者年金制度に加入した期間に応じた額と、300 月みなしを行った場合の額と当該加入した期間に応じた額との差額（嵩上げ部分）についてドイツ保険料納付期間と日本の被用者年金制度に加入した期間とで按分した額を合算した額とする。

(例) 障害厚生年金 (300 月未満) の場合

厚生年金保険の被保険者期間を 10 年、ドイツ保険料納付期間を 15 年有する者に障害厚生年金を支給する場合の額

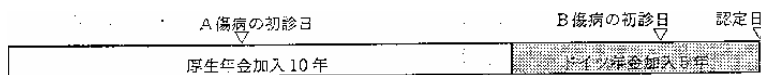
$$\begin{aligned} & \{ \text{平均標準報酬月額} \times 7.5/1000 \times 10 \} + \\ & \qquad \qquad \qquad \text{加入した期間} \\ & \{ \text{平均標準報酬月額} \times 7.5/1000 \times (25-10) \times 10 / (10+15) \} \\ & \text{300 月 (25 年) と加入した期間との差 (嵩上げされる期間)} \quad \text{按分率} \\ = & \text{平均標準報酬月額} \times 7.5/1000 \times 16 \text{ 年 (192 月)} \end{aligned}$$

要綱第 4 の 3 関係

従前額の保障

今般の特例措置によりその額が計算された給付を受給することにより、現行法の規定が適用されると、従前から受給していた額よりも少ない額を受給することになる場合がある。このような場合には、従前額を保障する。

(例) 障害厚生年金の配偶者加給の場合



- ・ A 傷病による障害厚生年金の配偶者加給の額

$$224,400 \text{ 円}$$

- ・ B 傷病と A 傷病を併合認定した障害厚生年金の配偶者加給の額

$$224,400 \text{ 円} \times 10 / 10 + 5 = 149,600 \text{ 円}$$

この場合従前額を保障し、224,400 円を支給する。

特例措置の対象となる給付

特例措置の対象となる給付は以下のとおり。

支給要件の特例	厚生年金保険関係	国民年金関係
要綱第 3 の 1 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢厚生年金 ・ 遺族厚生年金（長期要件） ・ 老齢厚生年金の加給 ・ 遺族厚生年金の中高年齢寡婦加算 ・ 特例老齢年金 ・ 特例遺族年金 ・ 脱退一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎年金 ・ 遺族基礎年金
要綱第 3 の 2 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金 ・ 遺族厚生年金（短期要件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金
要綱第 3 の 3 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金 ・ 遺族厚生年金（短期要件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金

額の特例	厚生年金保険関係	国民年金関係
要綱第 4 の 1 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢厚生年金の加給 ・ 遺族厚生年金（長期要件）の中高年齢寡婦加算 ・ 脱退一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢厚生年金等の受給者の配偶者に支給される老齢基礎年金の振替加算等
要綱第 4 の 2 の (1) 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金の配偶者加給 ・ 遺族厚生年金（短期要件）の中高年齢寡婦加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金 ・ 障害基礎年金の加算 ・ 遺族基礎年金の加算 ・ 障害厚生年金等の受給者の配偶者に支給される老齢基礎年金の振替加算等
要綱第 4 の 2 の (2) 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金（300 月未満） ・ 遺族厚生年金（300 月未満の短期） 	
要綱第 4 の 3 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金の配偶者加給等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金（中高年齢寡婦加算相当額の保障）

日・独社会保障協定の概要

1 趣旨

国際化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度に二重に加入しなければならない等の問題が生じている。

このため、ドイツ連邦共和国との間で、仕事で相手国に一時的に派遣される者等についていずれかの国の年金制度にのみ加入すればよいこととするとともに、両国の年金加入期間を通算して年金受給権に結びつけること等を内容とする「日・独社会保障協定(仮称。以下「協定」という。)」を締結することとしている。

2 協定の対象となる年金制度

協定の対象となる年金制度は以下のとおりである。

(1) 日本

- ・国民年金
- ・厚生年金保険
- ・国家公務員共済
- ・地方公務員等共済
- ・私立学校教職員共済
- ・農林漁業団体職員共済

(2) ドイツ

- ・法定年金保険(一般被用者及び特定の職業の自営業者が対象の制度)
- ・製鉄従業者付加保険(ザールラント州の製鉄従業者が対象の付加年金の制度)
- ・農業者老齢保障(農業者が対象の制度)

(注) 製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障については、協定の規定のうち年金加入期間の通算に係る規定は適用されない。

なお、医療保険、介護保険、労災保険及び雇用保険については、これらの給付を受けるために老齢年金の資格期間のような長期の加入期間を要しないことなどから、基本的に協定の対象としていない。ただし、雇用保険については、協定によりドイツの年金保険が適用されない場合はドイツの雇用保険も適用しないこととしている。

協定の主な内容

日独両国は、それぞれの年金制度について、以下のような措置を講じる。

(1) 年金制度への加入に関する特例

二重加入の防止

年金制度への加入に関しては、就労が行われている国の年金法令のみを適用することを原則とし、日独間の一時的な派遣(原則として5年以内)等の場合には、派遣元

の国の法令のみを適用する等の特例的な扱いを行う。

任意加入の特例

相手国に通常居住する相手国の国民等であって自国の制度に 60 月以上保険料を拠出した者は、自国の制度に任意加入することができることとする。(日本の場合には国民年金への任意加入)

(2) 給付の支給要件に関する特例

年金加入期間の通算

自国の年金を受給する権利を発生させるために必要な資格期間を計算する場合には、相手国の年金制度に加入していた期間も自国の年金制度に加入していた期間と合わせて計算する。

障害年金等の支給要件の特例

日本の障害年金又は遺族年金については、日本制度加入期間中に初診日又は死亡日があることを要件の一つとしているが、ドイツ制度加入期間中に初診日又は死亡日がある場合に、この要件が満たされたものとみなす。

ドイツの障害年金についても支給要件の特例を設けることとなっている。

(3) 給付の額に関する特例

給付の額はそれぞれの国の年金法令に従って計算されるが、日本の年金について以下の特例を設ける。

- ・ 加入期間に関わらず一定額が支給される給付については、協定により支給要件を満たした場合には、日本制度加入期間とドイツ制度加入期間で按分した額を支給する。
- ・ 加入期間が一定期間を満たした場合に一定額が支給される給付については、協定により支給要件を満たした場合には、当該一定期間に対する日本制度加入期間の比率に基づき計算された額を支給する。

(4) その他

相手国の保険者等に対して提出された自国の年金の申請等は、その提出の日に自国の保険者等に提出されたものとみなす。

協定の実施等のために必要な自国制度の加入期間等の個人情報を相手国に提供する。